

キリシタン類族改制度と村社会

— 白杵藩の場合 —

大橋 幸 泰

【要 旨】

マレガ文書は、藩政史料の中の大量の類族関係書類によって構成されていることが大きな特徴の一つである。これにより、江戸時代を通じて、類族が徹底的に管理されていた様子を確認できる。出生・死亡・結婚・養子縁組・離婚・離縁・転居・剃髪・出奔にいたるまで、類族とされた人々は人生の節目に必ず村役人・藩役人による承認を受けた。

ただし、このことを確認するだけでは、類族は厳しく管理されていたという評価で終わる。実は非類族も厳重に管理されていたことを見落とすわけにいかない。類族への厳重な管理を貫徹するためには、誰が類族で誰が非類族かを見極めなければならなかったから、類族改制度とは非類族を含めたすべての人々の管理システムであった。

本稿では、藩政史料（マレガ文書）と地方史料（大分県立先哲史料館蔵池見家文書）を組み合わせて、類族が単に管理されていたということでは終わらせるのではなく、類族を取り巻く村社会の状況を検討した。

その結果、次の二点を指摘した。第一は類族というカテゴリーも、人々が保持する多数の属性の内の一つであったということ、第二は半檀家を当然とする秩序が貫徹していたことである。総じて、類族の日常生活が非類族のそれとまったく異なったものであったとはいえない。ただし、治者による類族の管理は厳密であったことも確かである。この状態を表す語として何が適切かを考えることが、今後の課題である。

【目 次】

はじめに

1. 類族の縁組
2. 類族という属性
3. 類族と檀那寺

おわりに

はじめに

マレガ文書は、藩政史料の中の大量の類族関係書類によって構成されていることが大きな特徴の一つである。これにより、江戸時代を通じて、類族が徹底的に管理されていた様子を確認できる。出生・死亡・結婚・養子縁組・離婚・離縁・転居・剃髪・出奔にいたるまで、類族とされた人々は人生の節目に必ず村役人・藩役人による承認を受けた。

ただし、このことを確認するだけでは、類族は厳しく管理されていたという評価で終わる。実は非類族も厳重に管理されていたことを見落とすわけにいかない。たとえば、次の史料はマレガ文書の中にある、非類族に関する届書¹⁾である。

覚

一類族ニ而茂無御座候 毛井村由平 四拾五歳
同人 女房 三拾七歳

浄土宗龍泉寺旦那

此者共、天保七申年罷出申候

一右同断 同村喜平太家内 万作 三拾歳

同宗同寺旦那

此者、天保十四卯年罷出申候

右之者共願心ニ付、四国大師順拜罷出申候処、如何相成行候哉、一向様子相分不申候間、追而帰国仕候迄、御帳除被仰付被下候様、親類組合之者共願出申候間、此段奉御窺上候、以上、

(嘉永四年、1851)

亥 四月

毛井組大庄屋 竹中数之助 (印)

那波三郎四郎様

久保田安左衛門様

太田喜助様

石田重郎次様

これは、非類族の毛井村由平夫婦と同村万作という者が四国巡礼に行った後、行方不明になったので、帰国するまで帳外れにする旨、藩に届けるという内容である。

類族への厳重な管理を貫徹するためには、誰が類族で誰が非類族かを見極めなければならなかったから、類族改制度とは非類族を含めたすべての人々の管理システムであった。したがって、類族だけが「近隣からいつも監視の目を向けられ、だれにも心を許せずにもがき苦し」んでいた、との理解²⁾は、一面的なのではなかろうか。実際、類族が自身の待遇について直接語っ

1) 嘉永4年4月3日付「覚」、マレガ文書、A4-16-7。マレガ文書の番号は、マレガプロジェクトの写真番号。以下、同じ。まだ非公開であるが、数年後、目録とともにウェブ上に公開されることになっている。

2) 『白杵市史(上)』(1990年)、469頁。

た史料はほとんどなく、この評価は徹底管理されていたことからの推測にすぎない。類族改制度が類族とともに非類族の監視も伴うものであったとするならば、非類族も「だれにも心を許せずにもがき苦し」んでいたことになる。

村社会の中で類族がどのような立場に置かれていたか。この点について、単に管理されていたということで終わらせるのではなく、もう少し立ち入って検討する必要がある。マレガ文書はその材料を提供してくれる貴重な史料群であることは間違いないが、ほとんどが藩政史料であるという制約がある。幸いなことに、地元大分県には、大分県立先哲史料館などに関連する地方史料が多数存在している。藩政史料（マレガ文書）と地方史料（池見家文書）を組み合わせ、藩政と村社会を複合的に検討することが可能である。本稿ではこれらを材料に、類族を取り巻く村社会の状況を考察する。

1. 類族の縁組

類族が生きた村社会の様子を考えると、彼ら自身が史料を残しているのではないので、その復元はかなりの困難が伴う。類族関係史料には、縁組に関する書類が多数含まれているので、これを手がかりにまずは類族の縁組について考えてみよう。

類族の縁組には、第一に類族同士の婚姻があった。たとえば、すゑと伝九郎の事例³⁾を見よう。

覚

上久所村善三郎妻ゆく娘

一本人同然丹生原村三左衛門孫 すゑ 廿三歳

他領類族ニ出不申候 真宗專想寺旦那

原村太兵衛子半十郎子平介子

一本人同然丹生原村与兵衛妻玄孫 伝九郎 貳拾九歳

他領類族出不申候 真宗專想寺旦那

右之者共、縁組仕度由奉願候間、御窺申上候

⁽¹⁷⁵³⁾
宝暦三年酉八月十九日

又左衛門

宗門御奉行様

右之婚儀、酉八月廿一日仕候

これは婚姻届けである。両者が類族であれば、当然のことながらその後も夫婦がともに類族であり続けた。次のように、類族名簿には両者とも類族として記載されている⁴⁾。

3) 宝暦元年～同13年「類族諸願日記帳」、池見家文書、類7-840。池見家文書の番号は、大分県立先哲史料館の整理番号。以下、同じ。

4) 宝暦年中（宝暦6年）「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

原村本人同然与兵衛妻玄孫 伝九郎 ^(宝暦6、1756) 子 三拾貳歳
真宗專想寺旦那

同村伝九郎

原村本人三左衛門孫 女房 子貳拾六歳
真宗專想寺旦那 上久所村善三郎妻ゆく娘すゑ

しかし、類族の結婚相手が類族に限られるということではなかった。類族の縁組の第二は、類族・非類族の婚姻である。たとえば、類族のけさと非類族の庄六の事例⁵⁾を見よう。

覚

原村長十郎娘

一本人同然丹生原村権三郎孫 けさ 丑廿歳
他領類族出不申候 真宗專想寺旦那

丹生原村

一御領他領類族ニ而も無御座候 庄六 貳拾七歳
今度初而縁組ニ而御座候 真宗專想寺旦那

右之けさ、彼庄六ニ縁組仕度由奉願候間、御窺申上候、已上
⁽¹⁷³³⁾ ^(ママ)
享保十八年子正月十四日

又左衛門

宗門御奉行様

右之庄六、享保十八年丑正月廿一日婚儀仕、書付指上申候、丑正月廿四日

類族の名前が列記されている類族名簿では、類族のけさと非類族の庄六は、次のように記載されている⁶⁾。

同村庄六

原村本人同然権三郎孫 女房 ^(宝暦6年、1756) 子 四拾三歳
真宗專想寺旦那 同村長十郎娘けさ

これによれば、類族のけさのみが名簿に記載される。つまり、庄六はけさの立場を表す「庄六女房」という形でのみ登場する。しかもそれは、けさの属性を説明する小さな文字である。

これは男性・女性どちらか一方が類族であるという場合である。その際、この婚姻によって非類族が類族になることはなかった。もともと非類族であった者は、類族名簿には、類族の肩書きにその類族の夫や妻として記載されることはあっても、類族本人としては記載されなかった。

5) 享保16年～同20年「類族諸願日記帳」、池見家文書、類5-838。

6) 宝暦年中(宝暦6年)「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

第三に、類族が非類族の養子に入るという縁組があった。二例あげる。

同村嘉七子平八子富平子伝左衛門弟
一久土村本人同然平十郎玄孫 宇佐吉 三拾四歳
真宗光国寺旦那
久土村
一類族ニ而茂無御座候 長治 五拾壹歳
右之宇佐吉、同村長治養子ニ差遣申度旨、相願候
右之通相願候ニ付、此段奉窺候、以上
⁽¹⁸²⁹⁾
文政十二丑年正月廿日

池見喜内

御奉行御名宛

覚

同村喜太郎子甚七子新之助弟
一久土村本人同然幸之助曾孫 八十治 当未三拾五歳
禅宗当陽寺旦那
同村
一類族ニ而茂無御座候 儀左衛門 同五拾六歳
右之八十治、右儀左衛門養子ニ差遣申度旨、奉願候、此段御窺申上候、以上
⁽¹⁸¹¹⁾
文化八年未三月六日

丹生原庄屋 池見平右衛門

小笠原善治様
久保田周蔵様
成水環様

前者⁷⁾が、類族の宇佐吉が非類族の長治の養子になった事例、後者⁸⁾が類族の八十治が非類族の儀左衛門の養子になった事例である。この場合も、養父が類族になることはなかったが、類族は養父家でも類族として把握された。非類族が類族の養子になるという、逆のケースも存在したが、これについては後述する。

いずれにしても、村社会においては、類族と非類族とは分断されていなかったことがわかる。日常生活上、類族・非類族の混在状態に支障はなかったと思われる。

7) 文政4年～天保3年「類族留書」、池見家文書、類12-845。

8) 文化7年～同12年「類族留書」、池見家文書、類10-843。

2. 類族という属性

前節のように、類族の縁組について一瞥したところによれば、類族と非類族が縁組したとしても、基本的に非類族が類族になることはなかった。とすれば、類族という属性は家に付くのではなく、人に付くということになる。同一家族内に類族と非類族が混在している事実からも、類族というのは人の属性であるといえる⁹⁾。「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」(天保⁽¹⁸³¹⁾2年正月23日付)¹⁰⁾という史料を見よう。これは、家族毎に絵踏を実施したことを確認した書類である。類族が非類族の養子に入った事例として、先に見た長治家と儀左衛門家の記載は次のようになっている。

(長治家の場合)

禪宗当陽寺旦那		久土村	長治 (印)	五拾三歳
		同人	女房	五拾三歳
真宗光国寺旦那	類族	同人養子	宇佐吉	三拾六歳
禪宗当陽寺旦那		宇佐吉	女房	式拾壹歳
		同人娘	ちさ	辰壹才
メ五人 内 男式人 女三人				

(儀左衛門家の場合)

禪宗願行寺旦那		久土村	儀左衛門 (印)	七拾六歳
禪宗当陽寺旦那	類族	同人養子	八十治	五拾五歳
禪宗願行寺旦那	類族	八十治子	柳吉	拾壹歳
	類族	同人子	善助	拾六歳
		同人娘	たき	拾九歳
	類族	同人子	両助	式拾壹歳
メ六人 内 男五人 女壹人				

9) この点について、報告の準備過程やシンポジウムなどでこの報告を聞いて下さった複数の人から、類族という属性は人ではなく家に付くと考えるべきではないか、というご意見をいただいた。本稿のこの後の展開で触れる、類族の及ぶ範囲が男性と女性とで異なることや、婚姻や養子縁組によって非類族が「新類族」となる場合があることなど、家に関係して類族の出入りがあることがその根拠と思われるが、筆者としてはやはり類族は人に付く属性であると考えたい。類族のリストである類族帳は個人の名簿であるとともに、宗門改や絵踏に伴って作成される宗門帳には、家族ごとに記載されつつも、檀那寺と類族・非類族が個別に記されており、一目で類族・非類族の家族内の混在が見て取れるからである。類族の家というのは存在せず、あくまで元キリシタンの本人・本人同然の者とのような関係かが個別に確認されるというのが、類族改制度の内容である。そもそも、類族に限らず、属性というのは人に付くものであって、どのような家に属しているかというのも人の属性と考えるべきであるというのが、現在の筆者の考えである。もちろん、集団の属性というもあり得るが、それも結局は人の属性に還元されるのではないか。この議論は、個を意識するという視点からの問題提起である。

10) 池見家文書、宗改6-782。

長治家では宇佐吉だけが類族である。宇佐吉の娘ちさは類族の子ということになるが、女性は本人・本人同然から数えて三代を越えると類族から外れる規定になっており、玄孫の類族である宇佐吉の娘であるから、類族とはならない。同じように、儀左衛門家では、類族の八十治が本人同然の曾孫であったため、息子の柳吉・善助・両助が玄孫ということになり、類族となる一方で、娘のたきは類族とはならない¹¹⁾。同一家族の中に、類族と非類族とが混在していることを帳面上確認できる。

さらに注目されるのは、類族関係史料の中に「新類族」という語が登場することである。これは、非類族が類族と縁組したときに、ある条件に当てはまれば、類族になることがあるということの意味する。つまり、縁組によって新しい属性が付与されるということである。それには二つの場合があった。

第一は、「切支丹」本人・本人同然の子と結婚して、その婿または嫁になった場合である。たとえば、八助としつの事例¹²⁾を見よう。

覚

同村

一本人同然久土村万助子 八助 寅三十五才

他領類族ニ出不申候 光国寺旦那

一木村作左衛門娘

一御領他領類族ニ出不申候 しつ 寅廿四才

光国寺旦那

此しつハ八助ニ縁組仕候得者、久土村本人万助姫と新類族ニ可出者ニ而御座候、右之しつ此度初テ之縁組ニ而御座候

⁽¹⁷²²⁾
享保七年寅二月四日

弁指五人組

久三郎

宗門御奉行

これによれば、類族の八助と結婚した非類族のしつが「新類族」になったとある。この場合は、本人同然の万助の子である八助と結婚したためである。この場合、類族名簿の記載は次のようになる¹³⁾。

同村八助

久土村本人同然万助姫 後家 ^(宝暦6年、1756)子 ^(ママ、五か)四 拾八歳

真宗光国寺旦那 一木村作左衛門娘しつ

11) 男性類族は玄孫まで、女性類族は孫までが類族とされた。この点については後述する。註(17)参照。

12) 享保6年～同10年「類族諸願日記帳」、池見家文書、類3-836。

13) 宝暦年中（宝暦6年）「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

この場合、享保7年(1722)から宝暦6年(1756)の間に八助が亡くなったということであろう。しつは八助の後家と記載されている。注目すべきなのは、もともと非類族であった彼女は本人同然万助の嫁と記載されていることである。

孫以下の類族の場合、縁組した非類族は類族になることなくそのままであったことは先に見た通りであるから、本人・本人同然の子と結婚した者に限り、非類族が類族になったということである。本人・本人同然の子と結婚した非類族は、その結婚相手と同格と見なされたということであろう。なお、この場合は本人・本人同然の子が生きていた時代ということになるので、この条件で新類族になるのは、本人・本人同然の子が結婚する時代、18世紀前期までということになる。この事例は、男が類族で女が非類族のときであるが、男が非類族で女が類族のときの事例¹⁴⁾もある。

覚

久土村

一本人久土村紋四郎娘 すて 十八歳

他領類族ニ出不申候 真宗專想寺旦那

原村

一御領他領類族ニも無御座候 吉左衛門 式拾歳

此者新類族本人久土村紋四郎と可出者御座候、初而縁組

真宗專想寺旦那

右之者共縁組仕度旨奉願候、御窺申上候

此者則享保三年戊正月十六日婚儀仕候、書付指上申候

享保⁽¹⁷¹⁸⁾三年正月十日

久三郎

宗門御奉行様

吉左衛門が非類族で本人の娘すてが類族である。吉左衛門は本人紋四郎の婿となるので「新類族」となった。

また、類族の男が非類族の女の家へ婿として入った事例¹⁵⁾は、次の通りである。

覚

久土村

一本人同然久土村虎松子 三平 未式拾八歳

他領類族出不申候 真宗妙蓮寺旦那

芝尾村半六娘

一御領他領類族ニ而無御座候 すま 未十七歳

14) 正徳6年～享保6年「(類族諸願日記帳)」、池見家文書、類2-835。

15) 享保11年～同15年「(類族諸願日記帳)」、池見家文書、類4-837。

浄土宗大橋寺旦那

右之すま、三平ニ縁組仕候得者、虎松姫と新類族ニ可出者ニ而御座候

右之三平、芝尾村半六方入望申候間、御覧申上候

⁽¹⁷²⁷⁾
享保十三年未二月四日

久三郎

宗門御奉行様

これは、本人同然の虎松の子三平が類族だが、非類族のすまは本人同然虎松の嫁になるので「新類族」になったというものである。三平が入り婿としてすまの父半六方に入ったうえ、すまは類族となった。

第二は、非類族が類族の養子になった場合である。たとえば、松治の事例¹⁶⁾を見よう。

覚

同村平四郎子六内子初右衛門養子

一原村本人同然伝三郎玄孫 松治 当亥貳拾三歳

真宗專想寺旦那

右者丹生原村平人政治弟松治、⁽¹⁷⁹⁰⁾寛政二戌年七月七日同村類族初右衛門養子ニ参、⁽¹⁸⁰⁰⁾寛政十二
申年新類族ニ被仰付置候処、此度不縁ニ付、兄政治方ニ引越申度由、此段御内証御伺申上
候、以上

⁽¹⁸⁰³⁾
享和三亥年十一月十四日

丹生原村庄屋

市十郎

山本寛右衛門様

首藤良助様

井上兵右衛門様

これによれば、本人同然伝三郎の玄孫である松治が類族となったのは、類族（曾孫）の初右衛門の養子になったからであるが、このたび縁組の解消になったとある。類族の養子になったとき（寛政2年）と、「新類族」と認定されたとき（寛政12年）とは同時ではなかったこともこの史料から窺える。類族認定には役所の手続きが必要であり、自動的ではなかった。

この場合、類族の養父のもとに養子に入った非類族は、類族である養父の実子と同格と見なされたということであろう。なお、養母が類族の場合、非類族の養子は類族になったのかどうかについては、管見の範囲では確認できていない。

また、類族の「赦免」という語も史料中には見える。つまり、類族という属性からの離脱である。これにも二つの場合があった。

第一に、男系五代女系三代を越えた場合である。男性類族は玄孫まで、女性類族は孫までが

16) 享和3年～文化2年「類族諸達留書」、池見家文書、類8-841。

類族と見なされ、その子は赦免された¹⁷⁾。

覚

本人 同村作右衛門子源之丞子勘六男子

一水地村孫十郎女房玄孫 袈裟右衛門 当酉壹歳

右之者酉七月二日ニ出生、父方之寺真宗尊形寺旦那ニ仕候、此者之兄万作・喜八、姉いそ・ふき・たつ、卯年以後出生、万作其後相果申候、相残者共只今存命ニ居申候、三人ハ玄孫之女子類族御赦免被遊候、此外兄弟無御座候、以上、

⁽¹⁷²⁹⁾
享保拾四年酉七月四日

田中村庄屋 新八 (印)

宇野仁右衛門様

岡部三左衛門様

大脇儀右衛門様

右之出生他領類族ニ出不申候、

この史料は本人孫十郎女房の玄孫の袈裟右衛門の出生届¹⁸⁾である。この中で、袈裟右衛門の兄姉についても触れられていて、兄については同じ本人玄孫なので類族であるが、三人の姉は類族を赦免されたことが確認されている。

第二に、養子縁組の場合、何らかの理由で不縁になって縁組が解消されると、もともと類族でなかった者は類族から離脱したものと思われる。先の三平とは別人物の森村三平の場合¹⁹⁾を見よう。

覚

森村新六養子梅作子新太郎養子

一森村本人同然宇平治玄孫 三平 三拾弐歳

真宗專想寺旦那

右之者、丹生原村平人浅七子三平、七年以前森村新右衛門養子ニ参候処、寛政十二申年新類族ニ被仰付、然処此度不縁ニ付、親浅七方江引取候ニ付、類族之儀御申上候、以上、

⁽¹⁸⁰⁰⁾
享和三亥年三月八日

丹生原庄屋

市十郎

矢野八郎右衛門様

久保田周蔵様

(朱書)

17) 元禄8年6月付、「切支丹類族一件」、『憲教類典』「四ノ十六 切支丹」、国立国会図書館デジタルコレクション参照。

18) 享保14年7月4日付「覚」、マレガ文書、A15-3-24。

19) 享和3年～文化2年「類族諸達留書」、池見家文書、類8-841。

「類族之儀者、江戸御伺ニ相成候、御伺被為濟候上、御役所々御沙汰被成候由、御書付御下被成候」

これによれば、類族の三平は丹生原村の非類族の浅七の子であったが、森村の新右衛門（文脈上、新太郎と同一人物のように思えるが、なぜ名前が異なるのかは不明）に養子に入り「新類族」となった。そうしたところ、このたび不縁になって縁組を解消することになったので、三平は実父の浅七に引き取られた。

ここで注目されるのは、「類族之儀」についての問い合わせが申し入れられているということである。この伺に対応するのがその後の朱書である。そこには「類族之儀者、江戸御伺ニ相成」とある。つまり、類族を離脱する際にも、「江戸御伺」という手続きが必要であったことになる。ここでいう「江戸」とは、白杵藩の江戸藩邸という解釈もあり得るが、藩は類族改の結果について幕府に逐一報告していたようであるから、幕府である可能性が高い。まだ確証は得られないが、享和3年分の藩の政務日記「御会所日記」によれば、翌年の藩主の「参勤」について幕府要人に問い合わせている様子が窺えることから、この年、藩主は国許にいたものと思われる。とすれば、右の史料の「江戸」とは幕府のことで、類族のところに養子になっていた非類族が縁組の解消によってもとの家族に引き取られる際、類族から外す手続きとして、幕府の承認を得ることが必要であったということになる。

このように手続きの点で、類族は非類族より煩雑であったことも確かである。誰が類族で誰が非類族なのかの確認は、できるだけ厳密に行われていた。

右の松治や三平の史料では、縁組解消による類族離脱が実現したかどうかまではわからないが、次の虎之助の事例²⁰⁾では、もともと非類族だった者が縁組の解消により類族を離れたことがはっきりわかる。

覚

毛井村権之丞子福良村新助養子（以下破損）^{（今平子か）}

一本人毛井村作蔵玄孫 虎之助

延享五年辰七月十三日出生^{（1748）}

右之者親今平不縁ニ付、寛延三午二月十一日三重野村庄八方江差帰シ申候、同年十月六日類族御免被成候、虎之助之儀者、父今平義絶仕、三重野村江引取候ニ付、類族ニ不出旨、宝暦十四申年五月廿五日被仰付候事、^{（1764）}

右虎之助類族吟味仕申候処、如斯ニ御座候、此段申上候、以上、

寛政元年酉三月四日^{（1789）}

海添庄屋 庄左衛門（印）

20) 寛政元年3月4日付「覚」、マレガ文書、A3-18-76。寛政元年（1789）付のこの史料は、何らかの理由で虎之助が類族かどうかを確認しなければならなくなった際に、その調べた結果を村から藩へ報告したものと思われる。父親の今平が類族を赦免された寛延3年（1750）と、虎之助が類族を赦免された宝暦14年（1764）とで14年も開きがある。その理由はこの史料では不明であるが、類族との縁組が解消された寛延3年当時、虎之助がまだ幼かったため、きちんと類族離脱の手続きが取られなかったからではなかろうか。

吉田三郎兵衛様
中村権左衛門様
高田半助様

これによれば、類族の新助（本人作蔵の子権之丞の子、つまり本人作蔵の孫）の養子今平（本人作蔵の曾孫）が縁組を解消し、類族からの離脱を赦されたので、その子（本人作蔵の玄孫）の虎之助も類族を赦されて（出身地と思われる）三重野村に引き取られたとある。

以上のことから、類族と非類族との婚姻や養子縁組は特別なことではなかったこと、類族とはあくまで人に付随する属性であり、条件によっては非類族から類族への移動、類族から非類族への移動があったことが、確認できる。

類族には非類族に比べて多くの手続きが必要であったことは確かである。しかし、こうした手続きの煩雑さを除けば、特別に待遇の差異は存在しなかったのではないかと考えられる。それを裏付けるものとして、「奇特者」の褒賞をあげたい。先行研究によって、江戸時代後期、しばしば親孝行や献金・農業出精などの理由で被治者が治者により褒賞されたことがわかっている²¹⁾。多くの藩で、藩政改革の一環として、通俗道徳を鼓舞し、自助努力による秩序維持が企図された。白杵藩でもこのような「奇特者」の褒賞が行われていたようである。

池見家文書の中に、文化9年（1812）9月15日付の「忠孝奇特之者書付ひかえ」と表題のある文書がある。この文書が作成された経緯については不明であるが、後日、先例を参照できるよう久土村の手控えとして作成されたものと思われる。村民の中で褒賞された者が列挙されている。

ここで注目したいのは、褒賞対象者から類族が排除されていないということである。たとえば、幸七の事例²²⁾を見よう。

覚

一久土村幸七、母老病ニ而不自由罷在候処、幸七余人ニ勝孝養仕候ニ付、其段申上候処、
(1795)
寛政七卯年六月廿五日為御褒美鳥目壹貫五百文被下之候、

これによれば、幸七は老病で自由のきかない母のために孝行を尽くしたので、褒美をくださったとある。この幸七は類族であった。文化年間の「類族留書」には、次のようにある²³⁾。

同村善七子文七子同村団四郎養子
一久土村本人同然虎松曾孫 幸七 五拾三歳
此者、善八と改名仕候、

これによれば、文化10年（1813）4月13日付で幸七は善八と改名した。そして、「切支丹宗

21) 菅野則子『江戸時代の孝行者—「孝義録」の世界—』（吉川弘文館、1999年）。

22) 文化9年9月15日付「忠孝奇特之者書付ひかえ」、池見家文書、雑3-904。

23) 文化10年4月13日付「覚」、文化7年～同12年「類族留書」、池見家文書、類10-843。

門踏絵御改ニ付家内帳」²⁴⁾には、

真宗光国寺旦那 類族 久土村 善八（印） 七拾壹歳

とあるように、改名後の善八の名前で類族である旨記載されている。年代から判定してもこの幸七と善八は同一人物であると見てよい。

もう一つ、初三郎ら兄弟の事例を見よう。「忠孝奇特之者書付ひかえ」には次のようにある²⁵⁾。

一久土村初三郎・同村八兵衛・同村吉五郎・同村惣八養子伝之助、右四人兄弟ニ而、同村居住仕、睦鋪農業出精仕候ニ付、寛政十二申年十一月為御褒美鳥目五百文初三郎、其外三人之者共鳥目三百文宛被下之候、

これによれば、初三郎・八兵衛・吉五郎・伝之助の四兄弟は仲良く農業に励んでいたもので、褒美として初三郎には鳥目五百文、他の三人には三百文ずつくだされたとある。次の史料を見ると、彼らも類族であったことがわかる²⁶⁾。

御書物之事

一久土村十五郎養父初三郎、当戊七拾五歳ニ而痰相煩、⁽¹⁸¹⁴⁾文化十一戌年八月十六日病死仕候、此者之祖父同村吉十郎、切支丹宗門本人同然之者ニ而御座候ニ付、庄屋弁指五人組合之者、旦那寺市尾村禪宗当陽寺住持立合死骸相改、毛頭不審成儀無御座候ニ付、右之当陽寺取置土葬ニ仕候、則住持手形相添差上申候、為後日御書物如件、
文化十一戌年八月

この史料は、初三郎の死亡届けである。彼は十五郎の養父として登場する。これによれば、初三郎は本人同然の吉十郎の孫であった。また、類族名簿には次のようにある²⁷⁾。

当陽寺旦那 同村小兵衛子同村惣八養子
久土村本人同然吉十郎孫 伝之助 貳拾九歳
⁽¹⁸²⁶⁾
文政九戌年七月廿二日病死仕候
……
当陽寺旦那 同村小兵衛子団吉養子
久土村本人同然吉十郎孫 初三郎 五拾歳
(朱書)

24) 天保2年正月23日付、久土村「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」、池見家文書、宗改6-782。

25) 文化9年9月15日付「忠孝奇特之者書付ひかえ」、池見家文書、雑3-904。

26) 享和3年～文化2年「類族諸達留書」、池見家文書、類8-841。

27) 天明9年正月付「類族寄御帳」、池見家文書、類22-855。

「光国寺旦那 同村治郎七子源之丞子初三郎養子

久土村本人同然五郎曾孫 十五郎 貳拾四歳」

当陽寺旦那 同村小兵衛子

久土村本人同然吉十郎孫 利三郎 三拾五歳

……

当陽寺旦那 同村小兵衛子同村喜兵衛養子

久土村本人同然吉十郎孫 吉五郎 三拾貳歳

ここには、褒賞された四兄弟の内、初三郎・吉五郎・伝之助が同じ名前で類族として記載されている。伝之助は惣八の養子に出されたと記載されていることと、初三郎のところに朱書で初三郎の養子として十五郎が記載されていることから、この初三郎が先の死亡届けの初三郎と同一人物であることがわかる。本人同然が吉十郎であることも先の初三郎の死亡届けに記載があり、矛盾しない。褒賞された四兄弟の内、八兵衛だけこの類族名簿には見当たらないが、一連の名簿の中にある吉十郎孫の利三郎という人物が八兵衛に当たるのではないかと考えられる。管見の範囲では改名届けを見つけれなかったが、利三郎が八兵衛であると推測することは許されると思う。

このように、「奇特」な行為は類族・非類族の区別なく褒賞の対象となった。「奇特者」を列挙してある文書には、類族と非類族の記載はない。このことから、日常生活上、類族と非類族の区別は明快ではなかったといえよう。

3. 類族と檀那寺

次に注目したいのは檀那寺である。類族の婚姻・養子縁組に関する史料を検討して気づくのは、それらによって、直ちに檀那寺を変更するとは限らなかったということである²⁸⁾。白杵藩では、同一家族内で檀那寺が異なる半檀家という状態が珍しくなかった。それは、類族か非類族かで差異はない。たとえば、先に見た「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」²⁹⁾には、同一家族内で異なる檀那寺を持っていたことを一目で確認できる。

一方で、後日に寺替えする者も少なくなかった。たとえば、元禄年間の寺替えを記録した史料には、次のようにある³⁰⁾。

28) 近年の議論では、一家一寺と離檀禁止は近世初期から厳格に決められていたのではなく、近世秩序の展開の中で常識化していった創られた常識であるとされている。したがって、各地にしばしば見られる半檀家の存在は不思議なことではない。この点の議論については、以下の研究を参照。朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』(吉川弘文館、2004年)、同『近世仏教の制度と情報』(吉川弘文館、2015年)、林宏俊『近世後期の「離檀」をめぐる権力・寺院・民衆』(『地方史研究』343、2010年)、小林准士「江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討—寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ—」(2013年度～2016年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書「日本の人口転換開始の地域分析」、<http://ir.lib.shimane-u.ac.jp/38673>、2017年)。

29) 天保2年正月23日付、久土村「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」、池見家文書、宗改6-782。

30) 元禄3年～同10年、寺替記録、マレガ文書、A5-1-126～137。

⁽¹⁶⁹³⁾
元禄六年西五月

一多田伴右衛門妻并娘まんめ式人、福聚院旦那にて有之候処、伴右衛門同前見星寺旦那ニ成申候、両寺之手形取之、

これによれば、多田伴右衛門の妻と娘がそれまでの檀那寺福聚院から伴右衛門と同じ見星寺へ替えたい旨表明し、両寺の同意を取り付けたという。この史料はこうした寺替えのリストであるが、この事例は非類族のものである。この場合は縁組後、時間が経ってからの寺替えであるが、非類族の寺替えのタイミングは、縁組みのときとその後の両方の可能性があると考えられる。

また、この元禄年間の寺替えリストの史料では、類族の場合はつぎのような記載になっている³¹⁾。

⁽¹⁶⁹⁵⁾
元禄八年亥三月三日

一野津大内村七右衛門子仁助、妙正寺旦那ニ而候得共、安養寺旦那ニ申渡候、
此仁助儀類族ニ而候、実ハ妙正寺旦那ニ而候へ共、庄屋方々安養寺と書違出ニ付、本帳も其通ニて有之候、違候段今度申出候ニ付、本帳之通ニ替させ申候、……

これによれば、野津大内村の七右衛門の子の仁助は妙正寺が檀那寺であるが、安養寺を檀那寺とするように申し渡されたという。その理由は、この仁助は類族で、本来は妙正寺が檀那寺であったが、庄屋から藩へ届け出る際、安養寺が檀那寺である旨書き誤ったためであるとされる。

これに関連して、この元禄年間の寺替えリストの冒頭の部分を見よう。そこには次のようにある³²⁾。

(前欠) 寺為替候事不成、せめて養母[]成共と望申段尤ニ付、養母寺ニかへさせ申候、養母も類族ニて是ハ各別之事故、右之通申渡し候、

前を欠いているのは残念であるが、これは類族の寺替えの事例と思われる。養母と同じ檀那寺に替えたい旨、類族が申し出て許されたということであろう。ただし、この場合、「寺為替候事不成」とあることから、本来、認められないことだったことがわかる。類族は寺替えしないのが原則であったと思われる。

そのことを示すものとして、卷之丞の事例を見よう。それは、年不詳であるが、何かの事情で長谷村の百姓が村方一統にて、檀那寺を了仁寺から善法寺へ寺替えしようとしていた事件の時のことである。類族であった卷之丞はそれを望まない旨、意思表示した。史料には次のようにある³³⁾。

31) 元禄3年～同10年、寺替記録、マレガ文書、A5-1-126～137。

32) 元禄3年～同10年、寺替記録、マレガ文書、A5-1-126～137。

33) 年不詳「所々取調書」、白杵市所蔵史料、B3-42-東4。

……卷之丞申分、私ハ如何様之儀有之候共、先祖代々之寺相離候事難相成、殊更類族之儀故、寺替ハ不相成、葬式等も六ヶ敷と申事を承及居候間、了仁寺へ兼而葬式等、宜敷取計被下候様頼入置候間、善法寺門徒ニ罷成候事ハ、決而不相成との申分……

これによれば、卷之丞は次のように主張したとされる。先祖代々の寺（了仁寺）を離れることはできないし、とりわけ類族は、葬式などを行う場合に困難なことが伴うから、寺替えはできない。葬式については以前から了仁寺へ丁重にお願いしているので、善法寺の門徒になることは決してない、という。死亡したとき、類族は非類族に比べて藩役人から検視を受けるなど、非類族より多くの手続きが必要であった。類族は寺替えしないのが原則であったのは、そうした煩雑な手間のためではないかと想定される。卷之丞が、類族は「葬式等も六ヶ敷」を理由に寺替えできないと申しているのは、葬式にあたって非類族との差異が確かに存在していたことを示しているのだろう。

ただし、18世紀中頃以降、類族でも寺替えしている事例³⁴⁾がある。

覚

福良村清八養子野右衛門男子仁王座村孫右衛門養子

一本人林三郎四郎下人治郎兵衛妻玄孫 小吉 当西貳拾八才

右之者、元来真宗光蓮寺旦那ニ而御座候処、養父同然同宗当寺旦那ニ罷成度相望申候ニ付、光蓮寺与申談候、則当寺旦那ニ請込申候処実正也、依而為後日如件、

(1777)
安永六年酉五月四日

善正寺 浄蘭 (印)

石井与七郎殿

久保田藤作殿

吉田三郎兵衛殿

これによれば、類族の小吉は本来浄土真宗光蓮寺が檀那寺であったが、養父と同じ浄土真宗善正寺を檀那寺としたい旨希望し、双方の寺の合意を取り付けたという。このように、双方の寺院の了解など、条件が整えば類族も寺替えが可能であったということであろう。

一方、類族・非類族の両者共通のこととして、少なくとも18世紀中期頃までは、家の宗教という感覚は希薄である。この段階での寺替えの理由は、先に見たように、父や母、養父・養母と同じ寺院に檀那寺を替えたい、というものであった。

これが19世紀に入ると、寺替えの理由として、「家代々」「家之」という文言が登場する。

覚

一田町綿屋林蔵養子歌蔵、元来真宗妙蓮寺旦那類族ニ而茂無御座候、今度家代々禅宗当寺旦那ニ成度由願申候、即彼寺へ申談候処、何之差間も無御座候ニ付、当寺旦那ニ仕候、

34) 安永6年5月4日付「覚」、マレガ文書、A7-8-231。

為後日仍而如件、

⁽¹⁸¹⁷⁾
文化十四丑年十月十二日

香林寺 靈潭（印）

久保田周蔵殿

小笠原善治殿

太田喜助殿

覚

市浜村源六養子善九郎子

一本人同然久土村幸之助孫 乙之助 当丑六拾四歳

今名源六

右之者、元來禪宗当陽寺旦那二而御座候処、家代々之通浄土真宗当寺旦那二寺替仕度願、
何方も埒明候間、今日々当寺旦那二仕候、為後日如件、

⁽¹⁸⁰⁵⁾
文化二年丑二月晦日

安養寺 大千（印）

矢野八郎右衛門殿

久保田周蔵殿

服部長右衛門殿

前者³⁵⁾は非類族、後者³⁶⁾は類族の事例である。いずれにしても、「家」の檀那寺という意識は初めから存在したものではなかったといえよう。

これに対して、藩は文政9年（1826）、一家一寺の方針を打ち出す。「一家一寺一宗限旦那宗判帳」³⁷⁾という史料にその方針が明快に示されている。しかし、その後も半檀家状態は継続している。その理由はわからないが、減少してきたとはいえ、いまだ多数の類族が存在していたことが影響していたのかもしれない。

おわりに

以上、検討してきたことから、白杵藩の類族関係史料から見える村社会の姿として、次の二点を指摘して終わりたい。

第一は、類族というカテゴリーも、人々が保持する多数の属性の内の一つであったということである。類族と非類族が混在して村社会が成立しているだけでなく、同一家族内にも両者が混在しているのが普通であった。類族にとって、類族であることが日常生活上、特別な支障を来すことはなかったのではないか。もし、類族と非類族の間で特別な差異があったとすれば、村社会そのものが支障を来すことになるので、その点でも類族には、従来の研究で指摘されて

35) 文化14年10月12日付「覚」、白杵市所蔵史料、G2.170-174.83。

36) 文化2年2月晦日付「覚」、マレガ文書、A7-8-235。

37) 文政9年12月付、「一家一寺一宗限旦那宗判帳」雛形、池見家文書、宗改56-832。

きたような、深刻な疎外感はなかったように思われる。

第二は、半檀家を当然とする秩序が貫徹していたということである。こうした宗教秩序が継続していた理由は、臼杵藩領の場合、類族の存在が影響しているように思われるが、もちろん、これが各地に見られる半檀家の存在を説明する普遍的理由にはならない。いずれにしても、檀那寺は個別的であり、少なくとも江戸時代末期までは家の宗教という観念は未成熟であったといえる。

総じて、キリシタン禁制政策のもと類族改制度によって監視され続けた類族も、非類族と混在する村社会の中で非類族と共通の日常生活を送っていた。類族の日常生活が非類族のそれとまったく異なったものであったとはいえない。「奇特者」の褒賞でも、類族という理由で排除されることはなかった。

ただし、治者による類族の管理は厳密であったことも確かである。訳のわからないものは何でも「切支丹」とされたのが当時の雰囲気であり、そうしたイメージの「切支丹」を忌避する社会的傾向は強固であった³⁸⁾。その点で、類族はそうしたイメージによる忌みがかり的なカテゴリーであった³⁹⁾。この状態を「差別」という語ではない、別の言葉で言い表すべきであるというのが筆者の考えであるが、いまは適切な言葉が思い浮かばない。他日を期したい。

【付記】

本稿は、人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用」(マレガプロジェクト、代表大友一雄)、および2017-2020年科学研究費補助金(基盤研究(B) 課題番号17H02392)「近世日本のキリシタン禁制と異文化交流」の成果の一部である。

38) 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』(講談社、2014年)、同『近世潜伏宗教論—キリシタンと隠し念仏』(校倉書房、2017年)。

39) 森田誠一「「切支丹類族」に現れた血縁の概念」(『社会と伝承』4-2、1960年)。